

杉並区 狭あい道路拡幅整備工事（特記事項）

この度は狭あい道路拡幅整備事業にご協力いただきありがとうございます。杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例（第4条及び同条第2項）に基づき区が拡幅整備工事を行う場合、以下の点に留意し事前準備をお願いします。

受付番号(協議番号)


R -

お問合せや工事事前立会日程の登録に必要となります。

境界標などは
事前の撤去が必須です

境界標やメーター等の支障物が事前に撤去されていない場合、トラブル防止のため区は工事ができません（①参照）。

工事の事前立会日程は
入力フォームから登録
(立会は最短で30日後)



立ち会いの日程変更も最短で30日後です（②参照）。

① 支障物の撤去等について

区が整備工事に着手するまでに、関係権利者の整備承諾を得るとともに、整備工事影響範囲内の次に例示する支障物^{※1}を必ず撤去してください。特に、土地境界標示物が残されていて工事中止となる事例が多いため、関係権利者と協議の上、確実な撤去をお願いします。

工作物等	埋設関係 ^{※2}	土地境界標示物 ^{※3}
門扉・塀・擁壁 樹木・生垣（根も含む）	水道管・メーター・仕切弁 排水桝、門などの基礎	金属プレート・鉄 コンクリート杭・御影石

※1 支障物・・・個人の所有物であり、上記以外にも後退用地の整備工事に支障となるものをいいます。

※2 埋設関係・・・道路面より深さ60cm以内の各種埋設管（上下水道・ガス等）も含まれます。

※3 土地境界標示物・・・個人の財産にあたるため、区で撤去・復元は行えません。撤去・復元が必要な場合は関係権利者と協議の上、実施してください。

後退用地内の境界塀等が撤去できない場合、確認書の提出が必要となります。確認書は狭あい道路の拡幅整備工事に関わる書類であり、建築確認申請等に関するものではありません。建築確認申請・完了検査における境界塀等の取扱については、指定確認検査機関等にご相談いただくようお願いします。

② 工事の事前立会日程の登録について

工事の事前立会日程の調整は、入力フォーム（<https://logoform.jp/form/Y4gR/136315>）からご登録ください。立会日は登録日から最短で30日後となります。登録内容は、登録時に入力したメールアドレスに送られます（@logoform.st-japan.asp.lgwan.jpからのメールが受信できるよう事前に設定してください）。登録後に変更する場合は、登録確認メールに記載されたURLから登録取消を行い、再度登録を行ってください。その場合も再度登録した日から、30日後の調整となりますのでご注意ください。土日祝日および12月29日～1月3日は閉庁日のため立会不可となります。

③ 道路附属物及び道路占用物の移設について

整備工事による道路附属物及び占用物の移設は、申請者側にて関係所管との調整が必要となりま

す(下記の表を参照)。現況から最短距離での平行移動が原則であり、平行移動以外の場合は費用負担が発生する場合があります。

街路灯・道路反射鏡・雨水公設柵・警戒標識	杉並区	杉並土木事務所	03-3315-4178
消火器	杉並区	防災課	03-3312-2111(代)
污水公設柵	東京都	下水道局杉並出張所	03-3394-9457
交通標識	警視庁	杉並警察署	03-3314-0110(代)
		荻窪警察署	03-3397-0110(代)
		高井戸警察署	03-3332-0110(代)
電柱	区との協議後、電柱管理者から連絡があります		

④ 後退用地等の管理について

区道（区有通路含む）で無償使用承諾をいただき拡幅整備した後退用地や隅切の管理は区で行います。その他の後退用地等※は土地所有者の管理となります。適切な管理をお願いします。

※ 私道及び区道（区有通路含む）沿いでも道路として拡幅整備されていない後退用地、または建築敷地に含まれる隅切りなど

⑤ 整備工事の流れについて（参考）

